○防衛大臣臨時代理解職

同　菅　義偉

防衛大臣稲田朋美帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上六月四日）

（東京高等検察庁検事）検事　杉山　徳明

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　杉山　徳明

内閣官房沖縄連絡室室員を命ずる（以上六月五日）

財　務　省

小林　栄三　松本　正義

日本銀行参与に任命する（各通）（六月四日）

皇室事項

認証官任命式

六月二日午後六時四十分、宮中において、特命全権大使石田直裕、同大村昌弘及び同加藤元彦の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第１項の規定に基づき、平成29年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

平成29年６月７日　法務大臣　金田　勝年

1　申請資格　土地家屋調査士法第３条第２項第１号に規定する研修の課程を修了した者

2　申請期間　平成29年７月７日（金曜日）から平成29年７月20日（木曜日）まで

3　認定申請書の提出等　認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を２の申請期間内に自己が入会している土地家屋調査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、平成29年７月26日（水曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。

4　認定手数料　4,300円の額に相当する収入印紙を認定申請書に貼って納付すること。

5　認定者の発表　法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成29年10月２日（月曜日）の午後４時に認定申請書を提出した土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局（以下「申請法務局」という。）において認定者の申請番号及び氏名を掲示して行うほか、同日時に認定者の申請法務局及び申請番号を法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）に掲載する。また、上記発表後、認定者の申請法務局、申請番号及び氏名を官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者が認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係事業主を代表する者である伊藤篤の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年６月７日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成29年６月７日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105－0011 東京都港区芝公園１－５－32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

注1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

さいたま地方検察庁川越支部検察官

平成28年検第827号住居侵入、窃盗、傷害被告事件（平成28年領第618号）　1．腕時計38個。2．財布17個。3．メガネケース１個。4．手提げ金庫１個。5．現金31,960円。6．古銭38個。7．ネックレス242本。8．ブレスレット39個。9．指輪93個。10．ブローチ24個。11．ペンダントトップ22個。12．イヤリング44組。13．イヤリング32個。14．チェーン４本。15．システム手帳１個。16．箱30個。17．テレホンカード48枚。18．封筒２枚。19．優待券１綴。20．商品券25枚。21．商品券１綴。22．鍵11個。23．ライター１個。24．株主ご優待券１冊。25．タイタック21個。26．石75個。27．メガネチェーン１本。28．金属片類７個。29．ビニール袋７袋。30．止め具１個。31．ピアス９個。32．ピアス25組。33．巾着袋６袋。34．ティッシュペーパー１枚。35．カフスボタン１個。36．カフスボタン６組。37．ジュエリーケース１箱。38．ボタン飾り１本。39．アクセサリー２個。40．ボタン２個。41．ボタンカバー１個。42．スカーフ留め７個。43．ネクタイピン19個。44．小物入れ１個。45．ネックレストップ２個。46．カチューシャ２個。47．ストラップ２本。48．クリップ４個。49．人形１個。50．ペンダントヘッド23個。51．鑑定書１冊。52．鑑別書１冊。53．ウォレットチェーン２個。54．チョーカー１本。55．小物１個。56．御守り１枚。57．外国紙幣46枚。58．カード入れ１個。59．サングラス３個。60．ビーズ玉４個。61．勾玉１個。62．懐中時計１個。63．外国硬貨32個。64．切手１枚。65．衣料切符１枚。66．ハンドバッグ１個。67．ふみカード１枚。68．ハイウェイカード１枚。69．レオカード１枚。70．保証書１冊。71．セカンドバッグ２個。72．襟飾り１個。73．ピアス止め１個。74．金属片１個。75．グラススーベニア１個。76．手提げバッグ５個。77．ビジネスバッグ１個。78．布製袋１袋。79．白色ビーズ様のもの13個。80．数珠１本。81．眼鏡ストラップ２本。82．アームバンド１組。83．アームバンド１個。84．パウダーケース１個。85．ショルダーバッグ１個。86．ポーチ１個。87．ボールペン１本。88．デジタルカメラ１台。89．プラスチック片１個